平成２６年（フ）第１３５号
北海道上川郡東川町西町２丁目８番８号　ＷＥＳＴＩＮ201
債務者　五十嵐靖師
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６７号
神奈川県藤沢市高倉655番地の１　イーストンハイツＡ103
債務者　内田　路彦
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６６号
神奈川県大和市深見東１丁目５番25号　フラットヒル大和Ⅱ203号
債務者　小林祐美子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９８号
横浜市青葉区荏田町180番地１　フェアリージュあざみ野405
債務者　中村基代子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９９号
神奈川県大和市柳橋２丁目１―10　みどり荘Ａ101号室、住民票上の住所横浜市戸塚区原宿４丁目40番８―409号
債務者　和泉　　正
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４２号
横浜市栄区小菅ケ谷２丁目７番17―607号
債務者　齊藤　則義
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４３号
横浜市緑区中山町81番地１　グリーンパレス中山302号
債務者　金子真利子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６７号
横浜市中区長者町１丁目１番地６　壱番館603号室
債務者　寺本　裕雄
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７１号
神奈川県藤沢市打戻1789番地　古里住宅14―401
債務者　橋本　隆博
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８号
北海道旭川市春光６条２丁目11番11号
債務者　田口　真純
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４５号
北海道旭川市10条通23丁目３番地の９
債務者　梅田　昌嗣
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２１号
東京都町田市玉川学園３丁目34番２―105号
債務者　鈴木　香代
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４６号
栃木県宇都宮市平出町3771番地７　レオパレスシャトーヒライデ206
債務者　斉藤　幸司
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1025番地１　県営宝木住宅５号棟54号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市竹林町257番地１　エリール竹和Ａ102
債務者　高橋さとし
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３５号
岡山市東区邑久郷2063番地
債務者　藤原　和子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部